

緊急報告第6号様式

秋田刑発第412号

令和3年5月31日

あ て 先	矯 正 局 長 殿 仙台矯正管区長	発 信 人	秋田刑務所長
被収容者自殺事故速報（秋田刑務所）			
1 事案発生日時及び概要 令和3年5月26日（水）午後1時30分頃、法務事務官主任看守 [] （以下「 [] 主任看守」という。）が、 [] 階段におい て、 []（以下「事故者」という。） [] 同階段 [] 踊り場で [] 事故者 が、 [] [] 同階段下床に頭から飛び込むような態様で飛び降り、頭部を同階段下床 に打ち付けたことから、直ちに119番通報の上、同時48分、事故者は当 所から [] に救急搬送されたが、午後2時11分頃、 [] [] により死亡が確認された。			
2 事故者名等			
(1) 身 分 未決拘禁者			
(2) 氏 名 []			
(3) 生年月日 []			
(4) 罪 名 []			
(5) 刑名、刑期 該当なし			
(6) 刑の起算日 該当なし			
(7) 刑の終了日 該当なし			
(8) 入所度数 []			
(9) 制限区分及び優遇区分 []			
(10) 所内における行状の良否 []			
(11) 住 所 []			
(12) 国 籍 []			
3 推定事故原因 事故後、事故者の収容されていた居室内を検査したが、 [] []			
4 事故に対し執った処置 (1) 本年5月26日午後1時30分頃の事故発生直後、非常通報により駆け 付けた首席矯正処遇官（処遇担当） []（以下「処遇首席」という。） 及び統括矯正処遇官（第一担当） []（以下「第一統括」という。）			

が、事故者の状態を確認するため、

仰向けにし、同時31分、処遇首席が、事故者に呼び掛けて意識を確認したが、事故者からの返答はなく、意識消失状態にあったことから、現場に臨場した応援職員に対し、救急車の要請を指示した。

- (2) 同時33分、事故者を救助担架に乗せる準備のため、処遇首席が事故者の右腕を、主任看守(以下「主任看守」という。)が事故者の左腕を、看守(以下「看守」という。)が事故者の腰部をそれぞれ両手で把持し、事故者の身体を南側に約1メートル移動させた。
- (3) 同時刻、救助担架が到着したことから、処遇首席が事故者の頭部を、主任看守が頭部と左腕を、第一統括が腰部を、副看守長(以下「副看守長」という。)が左腕を、副看守長(以下「副看守長」という。)が両足を、副看守長(以下「副看守長」という。)が右肩付近を、それぞれ両手で把持して、同階段から同階段北側通路に移動させ、同時34分、事故者を救助担架に乗せた。
- (4) 同時34分、事故者を乗せた救助担架の頭部付近の持ち手を副看守長及び看守が、腰部付近の持ち手を第一統括及び主任看守が、足部の持ち手を副看守長、処遇首席及び副看守長が、それぞれ両手で把持して事故者の頭部を前方に位置した状態で処遇管理棟西側まで移動させた。
- (5) 同時35分、同箇所では事故者を救助担架からストレッチャーに乗せ換え、事故者の頭部左側に副看守長が、事故者の頭部右側に看守が、事故者の腰部左側に第一統括が、事故者の腰部右側に主任看守が、事故者の足部付近に副看守長が、それぞれ位置して医務課診察室への移動を開始し、同時37分、医務課診察室に搬送した。
- (6) 同時38分、医務課長の診察が開始され、その指示により、副看守長が出血部位の左前頭部の圧迫止血を、看護師が点滴、輸液ルートの確保を、それぞれ行った。
- (7) 同時40分、119番通報により到着した救急隊員が、事故者に胸骨圧迫を開始し、AEDを装着したが、AEDでは脈拍は微弱であった。その後、口腔内の血腫除去のための吸引を行った。
- (8) 同時48分、事故者を乗せた救急車が当所を出発し、同時50分、に到着した後、同病院において心肺蘇生等が行われたが、同日午後2時11分、事故者の死亡が確認された。

5 その他

(1) 通報関係

ア 本年5月26日午後2時15分、仙台矯正管区成人矯正第一課に報告した。

- イ 同時 16 分，最高検察庁に死亡通報した。
- ウ 同時 18 分，秋田地方検察庁に死亡通報した。
- エ 同時 23 分，最高裁判所に死亡通報した。
- オ 警察官たる司法警察職員（警察署）に対する通報については，事前に秋田地方検察庁から秋田県警察本部宛てに情報提供がなされており，現場検証開始前の午後 4 時 6 分，改めて秋田県警察本部宛てに本件事案を報告した。

(2) 遺族関係

[Redacted]

(3) 捜査関係

同日午後 4 時 8 分から同時 38 分までの間，秋田地方検察庁検察官検事 [Redacted]（以下「[Redacted] 検事」という。）他 1 名及び秋田県警察本部警部 [Redacted] 他 6 名により，[Redacted] 棟及び事故者の居室である [Redacted] の現場検証が行われ，「事件性はない。」旨の告知があった。

(4) 検視関係

ア 行政検視

[Redacted] にて，医務課長 [Redacted] 立会のもと所長高橋英人他 4 名の職員が行政検視を実施した。

イ 司法検視

[Redacted] にて，[Redacted] 検事及び同病院医師 [Redacted] が司法検視を実施した。

ウ [Redacted]

[Redacted]

(5) 公表関係

本年 5 月 27 日午後 8 時 30 分，秋田県司法記者クラブ宛てに本件被収容者自殺事故について公表した。

(6) 取材関係

次のとおり報道機関 9 社から取材がなされ，当所総務部長山崎秀が対応した。

なお，報道機関からの取材内容に対し回答を留保した質問はなかった。

ア	読売新聞	本年5月27日午後8時21分から同時57分まで
イ	毎日新聞	同日午後9時5分から同時13分まで
ウ	河北新報	同日午後9時13分から同時23分まで
エ	朝日新聞	同日午後9時26分から同時40分まで
オ	N H K	同日午後9時42分から同10時まで 本年5月28日午前10時52分から同11時2分まで
カ	共同通信	同日午後10時3分から同時12分まで
キ	秋田魁新報	同日午後10時12分から同時30分まで
ク	秋田放送	同日午後10時32分から同時49分まで
ケ	秋田朝日放送	本年5月28日午前10時36分から同時47分まで

(7) 葬儀関係

(8)

(9) 当日の収容人員 (定員680名中367名 収容率54.0パーセント)